

サッカー競技要綱

【日時】

2023年 11月18日（土）
11月19日（日）

雨天時について

当日もしくは前日が雨天であった場合は試合を中止することがある。
中止の場合Teamsを通じて参加者に連絡を行う。

（18日が雨天で19日が晴天の場合は可能な限りトーナメントを進める。
1回戦は必ず行う。両日または19日が雨天の場合は開催中止とする。）

【会場】

第1サッカー場

【部門】

- ※応募チーム数が多い場合は抽選を行う。抽選結果は代表者へのメールでお知らせする。
- ※同一種目内で1人が複数のチームに所属することは禁止とする。
（男子部門と混合部門の両方に登録することは禁止。）
- ※いずれかの部門の登録チーム数が極端に少ない場合は部門を統廃合することがある。

男子部門

〈登録制限〉

- ・女子の登録可。但し、ハンディキャップはなし。
- ・下記①、②のどちらか一方のみで登録。
 - ①蹴球部の部員は1人まで登録可。
 - ②女子サッカー部、医学サッカー部の部員、サッカー同好会の会員は合わせて2人まで登録可。

混合部門

〈登録制限〉

- ・女子を2人以上登録しなければならない。ハンディキャップはあり。
- ・蹴球部の部員は登録不可。
- ・下記①、②のどちらか一方のみで登録。
 - ①女子サッカー部の部員は1人まで登録可。
 - ②医学サッカー部の部員、サッカー同好会の会員は合わせて2人まで登録可。

【試合形式】

以下のいずれかの形式で行う。登録チーム数によっては2つの形式を併用することがある。

トーナメント形式

- ・準々決勝までは試合規定時間を10分とする。同点の場合は5人ずつのPK戦で勝敗を決める。それでも決着がつかない場合はサドンデス方式でPK戦を行う。
- ・準決勝以降は試合規定時間を7分ハーフの14分とし、ハーフタイムは2分とする。試合終了時に同点の場合は5分1本の延長戦を行い、それでも勝敗が決まらない場合は5人ずつのPK戦を行う。それでも決着がつかない場合はサドンデス方式でPK戦を行う。

リーグ形式

- ・試合規定時間を7分ハーフの14分とし、ハーフタイムは2分とする。
- ・勝利チームに3点、引き分けの場合は両チームに1点の勝ち点を与え、勝ち点の多い順に順位を決める。勝ち点と同じ場合は当該チーム間の勝敗、得失点差、総得点の順で順位を決める。それでも順位が決まらない場合は代表者によるジャンケンで順位を決める。

【ルール】

- ・原則として、日本サッカー協会競技規則に準ずる。

第47代スポーツ・デー学生委員会

- ・試合規定人数は1チーム7人。（交代要員は7人まで登録可。）
- ・試合開始時間を5分過ぎても試合開始最低人数に満たない場合はペナルティを課して試合を開始する。
- ・試合開始最低人数は1チーム5人。
- ・交代は自由。（一度交代して外に出てもまた出場できる。）
- ・コートのおおきさは40m×60mとする。

スポーツ・デー特別ルール

- ・スパイクの着用は男子部門のみ認める。
- ・怪我の防止の観点から、スライディングは禁止。
- ・キックオフ、キックイン、コーナーキックの際、相手プレイヤーはボールから5m以上離れること。また、フリーキックの際はボールから9m以上離れること。

混合部門における特別ルール

- ・女子2人以上が常に試合に出場していなければならない。
- ・男子の人数は試合開始時より増やすことができない。

※以下のルールの両方またはいずれかについては、当該チームが希望すればルールを適用せず試合を行うことができる。但し、ルールの適用はチーム単位でのみ認める。

- ・試合開始時の出場選手のうち、女子の人数が多いチームに1点を与える。
- ・原則として、女子がゴールした場合は得点を2点とする。

ペナルティ

- ・相手チームに1点を与える。
- ・当該チームは試合開始後に出場人数を増やすことはできない。
(例えば、5人で試合を始めた場合、当該チームはその試合を通して5人で戦わなければならない。ただし、遅れてきた選手も含め選手交代は可能。)

【審判】

- ・蹴球部
- ・女子サッカー部

【注意事項】

- ・会場内での食事、喫煙は禁止とする。
- ・水分補給は可能だが、水以外の液体を第1サッカー場に持ち込まないこと。
- ・土や泥を第1サッカー場に持ち込まないこと。
- ・遅刻者は審判に申し出た上で、交代でのみ出場可。
- ・選手本人が登録されていないチームで参加することは禁止とする。
- ・不正出場があったチームは失格とする。
- ・会場である第1サッカー場のフェンス外での練習は禁止とする。
- ・試合では、スポーツ・デー学生委員会が用意したボール以外の使用は禁止とする。
- ・危険防止のため、アクセサリー類を身につけることは禁止とする。
- ・審判の指示に従わなかった場合は何らかの措置をとることがある。